

平成23年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名: 科学技術振興機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
JST川口本部・15F空調制御設備更新工事	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1-8	平成23年1月6日	野村ビルマネジメント株式会社 東京都新宿区西新宿1-26-2	当該ビルの管理規程により修繕工事については、ビル管理組合の指定業者が行うこととされ、競争を許さないため。(会計規程第32条第4項)	非公表	6,793,500円	-	-	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)であるため。	5	
JST川口本部・15F給湯設備更新工事	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1-8	平成23年1月14日	野村ビルマネジメント株式会社 東京都新宿区西新宿1-26-2	当該ビルの管理規程により修繕工事については、ビル管理組合の指定業者が行うこととされ、競争を許さないため。(会計規程第32条第4項)	非公表	3,360,000円	-	-	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)であるため。	5	
熱料金	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1-8	平成23年1月17日	東京臨海熱供給株式会社 東京都江東区有明3-1	臨海副都心地区は、東京都により地域冷暖房を使用することが義務付けられており、契約の相手方は、当該地域で熱供給を行うことが可能な唯一の業者であり、競争に適さないため。(会計規程第32条第4項)	非公表	7,241,833円	-	-	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)であるため。	5	
JST専有部分電気料	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1-8	平成23年1月19日	大星ビル管理株式会社 東京都文京区小石川4-22-2	契約の相手方は立地条件によって選定された当該物件の管理会社であり、光熱水料についての支払は契約書上当該会社に対して行うため、競争に適さないため。(会計規程第32条第4項)	非公表	2,480,041円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	
後納郵便料金	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1-8	平成23年1月20日	郵便事業株式会社 東京都千代田区九段南4-5-9	後納郵便を扱っているのは郵便事業株式会社だけであり、競争に適さないため。(会計規程第32条第4項)	非公表	2,058,576円	-	-	郵便に関する料金(書信に係るものであって料金を後納するもの。)であるため。	9	
後納郵便料 情報資料館	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1-8	平成23年1月20日	郵便事業株式会社 東京都練馬区光が丘2-9-7	後納郵便を扱っているのは郵便事業株式会社だけであり、競争に適さないため。(会計規程第32条第4項)	非公表	1,310,950円	-	-	郵便に関する料金(書信に係るものであって料金を後納するもの。)であるため。	9	

電気料金	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1-8	平成23年1月25日	東京電力株式会社 東京都江東区大島3-4-5	電気の提供について当該地域で供給を行うことが可能な業者は東京電力株式会社だけであり、競争に適さないため。(会計規程第32条第4項)	非公表	6,158,021円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	
常設展示「情報科学技術と社会」に係る人物捕捉追跡システム	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1-8	平成23年1月28日	日立情報通信エンジニアリング株式会社 東京都江東区新砂1-6-27	当該システムが、排他的権利の保護との関連を有するものであり、特定の供給者によってのみ供給されることが可能であり、競争を許さないため。(会計規程第32条第4項)	非公表	57,435,000円	-	-	政府調達に関する協定第15条第1項(b)「排他的権利」に該当するものであるため。	17	
水道・下水道料	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1-8	平成23年1月31日	東京都水道局 東京都江東区新砂1-7-2	水道・下水道について当該地域で提供を行うことが可能な業者は東京都水道局のみであり、競争に適さないため。(会計規程第32条第4項)	非公表	1,012,813円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	
本郷サイト原状回復工事	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1-8	平成23年2月1日	ララホーム株式会社 東京都墨田区錦糸町2-4-10-202	契約の相手方は、既存の建物賃貸借契約等によって指定された業者であり、競争に適さないため。(会計規程第32条第4項)	非公表	5,000,000円	-	-	当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)であるため。	5	
熱料金	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1-8	平成23年2月8日	東京臨海熱供給株式会社 東京都江東区有明3-1	臨海副都心地区は、東京都により地域冷暖房を使用することが義務付けられており、契約の相手方は、当該地域で熱供給を行うことが可能な唯一の業者であり、競争に適さないため。(会計規程第32条第4項)	非公表	9,054,518円	-	-	当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)であるため。	5	
電気料金	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1-8	平成23年2月15日	東京電力株式会社 東京都江東区大島3-4-5	電気の提供について当該地域で供給を行うことが可能な業者は東京電力株式会社だけであり、競争に適さないため。(会計規程第32条第4項)	非公表	5,986,294円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	
三番町ビル水道光熱費	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1-8	平成23年2月15日	国際ランド&ディベロップメント株式会社 東京都千代田区六番町2	契約の相手方は立地条件によって選定された当該物件の貸主であり、光熱水料についての支払は契約書上当該会社に対して行うため、競争に適さないため。(会計規程第32条第4項)	非公表	1,025,798円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	

JST専有部分電気料	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1-8	平成23年2月17日	大星ビル管理株式会社 東京都文京区小石川4-22-2	契約の相手方は立地条件によって選定された当該物件の管理会社であり、光熱水料についての支払は契約書上当該会社に対して行うため、競争に適さないため。(会計規程第32条第4項)	非公表	3,146,811円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	
水道料	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1-8	平成23年2月17日	大星ビル管理株式会社 東京都文京区小石川4-22-2	契約の相手方は立地条件によって選定された当該物件の管理会社であり、光熱水料についての支払は契約書上当該会社に対して行うため、競争に適さないため。(会計規程第32条第4項)	非公表	1,706,774円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	
後納郵便料金	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1-8	平成23年2月21日	郵便事業株式会社 東京都千代田区九段南4-5-9	後納郵便を扱っているのは郵便事業株式会社だけであり、競争に適さないため。(会計規程第32条第4項)	非公表	3,609,753円	-	-	郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)であるため。	9	
後納郵便料 情報資料館	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1-8	平成23年2月21日	郵便事業株式会社 東京都練馬区光が丘2-9-7	後納郵便を扱っているのは郵便事業株式会社だけであり、競争に適さないため。(会計規程第32条第4項)	非公表	1,397,370円	-	-	郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)であるため。	9	
JST専有部分電気料	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1-8	平成23年2月23日	大星ビル管理株式会社 東京都文京区小石川4-22-2	契約の相手方は立地条件によって選定された当該物件の管理会社であり、光熱水料についての支払は契約書上当該会社に対して行うため、競争に適さないため。(会計規程第32条第4項)	非公表	1,230,256円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	
水道・下水道料	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1-8	平成23年3月3日	東京都水道局 東京都江東区新砂1-7-2	水道・下水道について当該地域で提供を行うことが可能なものは東京都水道局のみであり、競争に適さないため。(会計規程第32条第4項)	非公表	1,180,442円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	
三番町ビル水道光熱費	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1-8	平成23年3月8日	国際ランド&ディベロップメント株式会社 東京都千代田区六番町2	契約の相手方は立地条件によって選定された当該物件の貸主であり、光熱水料についての支払は契約書上当該会社に対して行うため、競争に適さないため。(会計規程第32条第4項)	非公表	1,014,181円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	

熱料金	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1- 8	平成23年3月11日	東京臨海熱供給株式 会社 東京都江東区有明3 -1	臨海副都心地区は、 東京都により地域冷 暖房を使用すること が義務付けられてお り、契約の相手方は、 当該地域で熱供給を 行うことが可能な唯 一の業者であり、競 争に適さないため。 (会計規程第32条第4 項)	非公表	8,148,557円	-	-	当該場所で行うことが不可能であるこ とから場所が限定され、供給 者が一に特定される賃貸借契 約(当該契約に付随する契約を 含む。)であるため。	5	
地域熱供給	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 産学連携展開参事役 (産学連携展開担当) 湯本禎永 東京都千代田区四番町 5-3	平成23年3月17日	株式会社福岡エネル ギーサービス 福岡県福岡市早良区 百道浜1-7-4	地域熱供給に係る役 務について、供給が 可能な業者が一であ り、競争に適さない ため。(会計規程第 32条第4項)	非公表	1,063,468円	-	-	当該場所で行うことが不可能であるこ とから場所が限定され、供給 者が一に特定される賃貸借契 約(当該契約に付随する契約を 含む。)であるため。	5	
後納郵便料金	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1- 8	平成23年3月22日	郵便事業株式会社 東京都千代田区九段 南4-5-9	後納郵便を扱って いるのは郵便事業株 式会社だけであり、 競争に適さないため。 (会計規程第32条第4 項)	非公表	1,901,486円	-	-	郵便に関する料金(信書に係る ものであって料金を後納する もの。)であるため。	9	
後納郵便料 情報資料館	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1- 8	平成23年3月22日	郵便事業株式会社 東京都練馬区光が丘 2-9-7	後納郵便を扱って いるのは郵便事業株 式会社だけであり、 競争に適さないため。 (会計規程第32条第4 項)	非公表	1,412,590円	-	-	郵便に関する料金(信書に係る ものであって料金を後納する もの。)であるため。	9	
JST専有部分電気料	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1- 8	平成23年3月24日	大星ビル管理株式 会社 東京都文京区小石川 4-22-2	契約の相手方は立地 条件によって選定さ れた当該物件の管理 会社であり、光熱水 料についての支払は 契約書上当該会社 に対して行うため、 競争に適さないため。 (会計規程第32条第4 項)	非公表	3,100,242円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電 話に係る役務について、供給 又は提供を受けるもの(提供を 行うことが可能な業者が一の 場合)であるため。	8	
3号館 光熱水料	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1- 8	平成23年3月24日	京都リサーチパーク 株式会社 京都府京都市下京 区中堂寺南町134	契約の相手方は立地 条件によって選定さ れた当該物件の賃主 であり、光熱水料に ついての支払は契約 書上当該会社に対 して行うため、競 争に適さないため。(会 計規程第32条第4項)	非公表	1,182,720円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電 話に係る役務について、供給 又は提供を受けるもの(提供を 行うことが可能な業者が一の 場合)であるため。	8	
JST専有部分電気料	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1- 8	平成23年3月24日	大星ビル管理株式 会社 東京都文京区小石川 4-22-2	契約の相手方は立地 条件によって選定さ れた当該物件の管理 会社であり、光熱水 料についての支払は 契約書上当該会社 に対して行うため、 競争に適さないため。 (会計規程第32条第4 項)	非公表	1,126,704円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電 話に係る役務について、供給 又は提供を受けるもの(提供を 行うことが可能な業者が一の 場合)であるため。	8	

電気料金	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1- 8	平成23年3月29日	東京電力株式会社 東京都江東区大島3 -4-5	電気の提供について 当該地域で供給を行 うことが可能な業者 は東京電力株式会社 だけであり、競争に 適さないため。(会 計規程第32条第4項)	非公表	6,314,936円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電 話に係る役務について、供給 又は提供を受けるもの(提供を 行うことが可能な業者が一の 場合)であるため。	8	
JST専有部分電気料	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1- 8	平成23年3月31日	大星ビル管理株式会 社 東京都文京区小石川 4-2-2	契約の相手方は立地 条件によって選定さ れた当該物件の管理 会社であり、光熱水 料についての支払は 契約書上当該会社 に対して行うため、競 争に適さないため。 (会計規程第32条第4 項)	非公表	1,110,080円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電 話に係る役務について、供給 又は提供を受けるもの(提供を 行うことが可能な業者が一の 場合)であるため。	8	
水道料	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1- 8	平成23年3月31日	大星ビル管理株式会 社 東京都文京区小石川 4-2-2	契約の相手方は立地 条件によって選定さ れた当該物件の管理 会社であり、光熱水 料についての支払は 契約書上当該会社 に対して行うため、競 争に適さないため。 (会計規程第32条第4 項)	非公表	1,921,299円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電 話に係る役務について、供給 又は提供を受けるもの(提供を 行うことが可能な業者が一の 場合)であるため。	8	
電気料金	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1- 8	平成23年3月31日	東京電力株式会社 東京都江東区大島3 -4-5	電気の提供について 当該地域で供給を行 うことが可能な業者 は東京電力株式会社 だけであり、競争に 適さないため。(会 計規程第32条第4項)	非公表	4,680,030円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電 話に係る役務について、供給 又は提供を受けるもの(提供を 行うことが可能な業者が一の 場合)であるため。	8	
熱料金	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1- 8	平成23年3月31日	東京臨海熱供給株式 会社 東京都江東区有明3 -1	臨海副都心地区は、 東京都により地域冷 暖房を使用すること が義務付けられてお り、契約の相手方は、 当該地域で熱供給を 行うことが可能な唯 一の業者であり、競 争に適さないため。 (会計規程第32条第4 項)	非公表	6,790,909円	-	-	当該場所であれば行政事務 を行うことが不可能であるこ とから場所が限定され、供給 者が一に特定される賃貸借契 約(当該契約に付随する契約を 含む。)であるため。	5	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成22年度に締結した契約のうち、平成23年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令